甲賀市立佐山小学校長

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した時の出席停止届出について

学校保健安全法第 19 条の規定により、インフルエンザは出席停止となりますので、きりとり以下の提出をお願いします。

記

【注意事項】

- ・インフルエンザの出席停止期間は、『**発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで**』となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、『**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで**』となっています。

*軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

- 症状等により長引く場合は、医師の指示に従ってください。
- ・罹患報告書を提出されない場合は、欠席となります。
- ・保護者からの報告による出席停止は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症のみの対応です。他の感染症(水痘、流行性耳下腺炎等)については、今まで通り必ず医療機関で証明をいただいてください。